

三条市長 滝沢 亮 様

令和8年度三条市農林関係施策の要望について

三条市農業委員会

貴職におかれましては、本市の農業・農村振興に積極的に取り組まれるとともに、農業委員会活動に対しましても、御理解をいただいておりますことに深く感謝を申し上げます。

さて、農業を取り巻く環境は、水稻の生産調整による生産量の減少に加え、昨年から続く「令和の米不足」により米の小売価格が依然として高く、消費者の負担が増している状況が続いております。

一方、農業者は、小泉農林水産大臣が全国農業協同組合中央会へ概算金制度の廃止を求めるなど、米の買取価格の見通しが不透明な中、資材費等の高騰、異常気象による収穫量の減少のため収入と経費が相殺され、結果として農業所得が増えておりません。

また、人口減少・超高齢化社会の進展、集落機能や地域経済力の減退、担い手不足・遊休農地の増加による農業生産基盤の縮小など、依然として厳しい状況となっています。

このような情勢の中、農業経営の安定化を図り、意欲ある担い手育成し、地域農業の持続的な発展を促すため、食料・農業・農村に関する諸課題への取組をさらに進めていく必要があります。

農業委員会におきましても、農業者の公的代表機関として、農地を守り、担い手への農地利用の集積・集約化をはじめとする農地利用の最適化を推進するなど、農地法等で位置付けられている役割、機能を果たすべく、市及び農業関係機関・団体と密接な連携を図り、より一層の取組を進めてまいります。

農業・農村は食料を供給する機能に加え、水源の涵養、美しい景観の保全など多面的機能を有しています。その様々な機能や価値を維持する農業者が持続可能な農業を確立し、三条市の農業が魅力ある産業として発

展できるよう、次のとおり令和8年度の農林関係施策について要望します。

## 1 地域農業の活性化対策について

### (1) 地域計画の見直しと実現について

市では、改正農業経営基盤強化促進法に基づき、昨年度、地域計画を策定し、3月31日に公表しました。

しかしながら、この度策定した目標地図は、現況とほぼ同じものとなっており、今後、地域における十分な話し合いを経ながら、将来の農地利用の姿を示した目標地図に見直していく必要があります。

そのためには、地域が主体的に話し合う場を促進していくことが求められ、市は、そうした地域の機運の醸成が図られるよう、効果的な施策を立案し、実施していただきたい。

また、農業委員会と連携して地域での話し合いに積極的に参加するとともに、地域や農業者がより意欲的に取り組めることが可能となるよう、国県に対して、地域の実態に則した支援対象事業の拡充を要望していただきたい。

### (2) 産業として成り立つ農業の確立について

価格決定力のある農業者や利益を追求し雇用を生み出す持続可能な農業法人等の育成について、引き続き、営業力・販売力の習得支援や経営体質の改善等に向けた支援を実施し、産業として成り立つ農業の確立を推進していただきたい。

### (3) 「多面的機能支払交付金事業」について

近年の農村地域では、過疎化や高齢化等の進行に伴う集落機能の低下により、農地のほか、ため池、水路、農道などの農業用施設を

農業者だけで守り続けて行くことが難しくなり、多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。

このため、農業の有する多面的機能の発揮を促進し、担い手の負担を軽減することを目的とした「多面的機能支払交付金事業」として支援を受けているところであります。

今後も、農村地域の高齢化や人口減少、遊休農地の増加が懸念されることから、農地の保全を図るためにも、多面的機能支払交付金の拡充を図るとともに、地域において、より有効活用が図られるよう、交付要件の緩和や交付単価の引上げ等について、引き続き、国に対して要望していただきたい。

#### (4) 多様な農業の振興について

条件の悪い農地が手放されて遊休農地が増加する中、農業者は減少しています。地域計画では、認定農業者や新規就農者に限らず、地域の農業を支える多様な経営体の確保及び育成の取組を示すこととされております。これらのことから、農業者であれば経営規模に関わらず各種支援策が受けられるよう、交付要件の緩和等を国県に要望していただきたい。

また、地域に合った作物で所得が得られるような特産品の開発など、高付加価値化を目指すことのできる実効性の高い計画に対しては、その支援に努めていただきたい。

#### (5) 農業経営の安定化について

毎年発生する異常気象や大規模自然災害により農産物の収穫量や品質が安定しない中、物価の高騰により肥料等の原材料費や燃料費の高騰が続き、農業経営はますます厳しい状況となっています。

このような中、農業者ごとの収入全体をとらえ補償する、新潟県

農業共済組合の「収入保険」制度を活用し、農業経営の安定と維持を図るため、加入支援を行っていただきたい。

## 2 担い手の確保・育成・支援について

本市における認定農業者は個人・法人を含めて令和7年9月1日現在439名であり、誇りと意欲を持って経営の改善・発展に取り組まれ、地域農業の安定的発展を図るうえで、重要な役割を担っています。しかし、認定農業者が減少している中で、認定農業者や新規就農者が安心して農業経営を継続発展していくためには、経営規模拡大に伴う施設整備や機械導入のみならず、既存の施設や機械の更新に対する行政の支援のほか、新規就農者の参入に対する支援も必要不可欠であるため、国県補助事業の採択基準の緩和と予算の拡充について、国県に対して強く要望していただきたい。併せて、市独自の支援についても拡充していただきたい。

## 3 農業経営基盤の整備について

- (1) 県内では、農地を一定の期間農地中間管理機構に貸し付けることで農業者の費用負担が発生しない圃場整備事業が行われ、本市においても一部の地域で実施されております。

しかし、市内には依然として作業効率の悪い小規模な農地が多く残っており、耕作放棄の要因の一つとなっています。

小規模な農地を集約・整備することで、将来にわたる担い手の確保や農地集約の促進や遊休農地の発生の抑止・解消が期待できることから、基盤整備事業や保全管理に係る予算が確実に措置されるよう努めていただきたい。

(2) 農地を適正かつ効率的に活用するためには、農道や水路などの小規模な基盤整備も不可欠です。多面的機能支払交付金制度では対応が難しいものや国県補助事業の対象とならない小規模基盤整備に対する支援の拡充のほか、農業用水に活用されている河川の環境整備についても県に対して要望していただくとともに、市の予算の拡大も図っていただきたい。

#### 4 「環境にやさしい、安心・安全な農業」について

環境との調和を図りながら、消費者の需要に合った農産物の生産を推進する一つの手法として、循環資源である籾殻等の活用が有効です。

全国的にも籾殻の処理が課題となっていることから、市が農業委員会とともに籾殻堆肥等の製造・活用技術について研究し、農業者などへ情報提供するなど普及活動に取り組んでいただきたい。

また、土づくりと水田環境を良好に維持するために必要な籾殻散布機等の機械導入費に対する支援を国県に対して要望していただきたい。

#### 5 米政策の着実な推進について

本年4月11日に公表された「食料・農業・農村基本計画」では、「食料安全保障の確保」「環境と調和のとれた食料システムの確立」「多面的機能の発揮」「農村の振興」の実現のため、国内農業生産の増大や食料自給率の確保、農業生産基盤の整備・保全などの目標と、目標達成までの評価指数(KPI)が示されました。

こうした状況を踏まえ、農業者や関係団体が一体となって、持続可能性との両立を図りつつ、より収益性の高い経営の実現に向け、売れる米作りに向けた銘柄誘導や、非主食用米、転作作物の生産の維持・拡大

等による水田の有効活用の推進、営農指導体制などを通じ、水田経営の所得安定と発展が図られるよう努めていただきたい。

また、国においては、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の実現を目指しています。担い手の確保・育成と担い手への農地の集積・集約化をさらに推し進めていくためには、地域の実情に合った担い手に対して、きめ細かな情報提供を行い、安定した農業所得を得るために必要な施策の充実・強化が継続的に図られるよう、国に対して強く要望していただきたい。

## 6 地産地消・食農教育の推進について

新鮮で良質な地場産農産物の消費者への提供による市民の健康増進を推進するため、市内販路の拡大と地場農産物への愛着を持ってもらえるような施策を、引き続き、実施していただきたい。また、子どもたちへの食農教育については、学校教育田を通じて、農業に対する理解を深めてもらうとともに、米食文化の伝承など米を中心とした食生活の普及を図るための取組を継続していただきたい。

## 7 果樹栽培農家に対する助成措置について

洋ナシ「ルレクチェ」の「セイヨウナシ褐色斑点病」は、依然として発生が続いていることから、被害拡大を防ぐため農薬等予防のための資材導入助成をお願いしたい。

また、本年は雹害により規格外となる和ナシが多く、果樹栽培農業の経営も厳しい局面を迎えています。

農家の経営安定と果樹の品質向上を図るため、「三条市果樹共済加入促進事業」の補助率引上げ等による果樹共済への加入推進や被害の拡

大防止に対する支援策を継続して講じていただくとともに、新潟県農業共済組合の「収入保険」への加入支援を行っていただきたい。

## 8 有害鳥獣駆除対策について

有害鳥獣による農作物被害は生産意欲を減退させ、離農や耕作放棄につながりかねないほど深刻な影響を及ぼしています。特に近年は熊、猿、鹿、イノシシ、狸、ハクビシンが住宅地付近の農地にも多く出没しております。

これらのことから、市においては捕獲機材の導入や捕獲活動経費など被害防止対策の拡充を図るための支援を行っていただくとともに、狩猟免許取得者が高齢化等により減少していることから、狩猟免許の新規取得者の確保に向けた支援策の強化や取得までの期間の緩和等について、国県に要望していただきたい。

## 9 林業の振興について

森林の有する多面的機能の発揮と、林業の持続的かつ健全な発展のため、森林管理道などの維持管理・整備が継続して実施できるよう国県に対して要望していただきたい。

また、近年頻発する山地災害の防止・軽減が図られるよう、その対策の支援についても国県に対して要望していただきたい。

## 10 農業委員会活動について

農業委員会等に関する法律では、農業委員会が農地利用の最適化（担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）をより良く果たせるようにすることを目的としています。また、

農業委員・農地利用最適化推進委員が地域で果たすべき役割は、地域計画の公表に伴いより重要となっております。

農地利用の最適化を着実に推進していくためには、委員活動を支える事務局機能を強化する必要があることから、職員の配置等について御理解・御協力をいただきたい。

令和7年9月30日

三条市農業委員会 会長 栞原 一郎 印